

## 訪問看護重要事項説明書

### 利用者

訪問看護ステーション あすなろ

#### 1. 事業所の概要

事業者名称	医療法人社団 網島会
代表者氏名	理事長 網島 陽子
設立月日	平成9年5月14日
所在地 (連絡先)	姫路市御立西4丁目1番25号 TEL079-292-1109 Fax079-298-3067 インターネットアドレス <a href="http://www.kousei-hp.jp/">http://www.kousei-hp.jp/</a>
関連グループ	厚生病院 一般病棟・療養型病棟 短期入所療養介護 老人保健施設つなしま デイケア デイサービス 居宅介護支援事業所コウセイ 訪問リハビリ ヘルパーステーションふくろう

#### 2. 事業所の概要

事業所名称	訪問看護ステーション あすなろ
事業者番号	2864090077 開設年月日 平成9年9月30日
所在地 (連絡先)	姫路市御立西4丁目1番6号 TEL079-292-1225 Fax079-292-1241
管理者氏名	上山 由紀恵
サービス提供地域	姫路市 (事業所より10km以内、それ以上は要相談とする)

#### 3. 営業時間

営業日	平日	土曜日
営業時間	8:30~17:30	8:30~12:30

☆ 日曜日、祝日、年末年始は除く。

#### 4. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	事業所の訪問看護師が要介護状態または、要支援状態にある利用者に対して適切な指定訪問看護を提供することを目的とする
運営方針	<p>1) 事業所の訪問看護は、要支援、要介護状態となった場合においても、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援、心身の機能の維持回復に努める</p> <p>2) 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的サービスの提供に努める</p>

#### 5. 事業所の職員体制

訪問看護師3名以上（管理者1名含む）

#### 6. サービス内容

- 健康相談
- 検査・治療促進のための看護
- 日常生活の看護
- 家屋改善のアドバイス
- 在宅リハビリテーション
- 介護者の相談
- 精神・心理的な看護
- 社会資源の使い方相談
- 認知症の看護

#### 7. サービス料金

サービス時間	利用単位・予防	利用単位・介護
20分未満	303単位	314単位
30分未満	451単位	471単位
30分以上1時間未満	794単位	823単位
1時間以上1時間30分未満	1,090単位	1,128単位

## ☆ 加 算

### ・初回加算

- (Ⅰ) 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、退院した日に初回の訪問看護を行った月に算定……………350単位/月
- (Ⅱ) 新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った月に算定……………300単位/月

### ・退院時共同指導加算……………600単位/回

病院、診療所または介護老人保健施設に入院中若しくは入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を提供した場合  
退院または退所後の初回の訪問看護の際に、1回(特別な管理を要するもの者である場合、2回)に限り算定できること

### ・サービス提供体制強化加算

- (Ⅰ) 研修等を実施しており、かつ、看護師等の総数のうち勤続年数7年以上の者の占める割合が30%以上であること……………6単位/回
- (Ⅱ) 研修等を実施しており、かつ、看護師等の総数のうち勤続年数3年以上の者の占める割合が30%以上であること……………3単位/回

定期巡回随時対応型訪問介護	要介護 1～4	2,961単位
看護事業所との連携による	要介護 5	3,761単位

### ・特別管理加算

- (Ⅰ) 在宅悪性腫瘍患者指導管理等を受けている状態や留置缶-刊等を使用している状態である利用者に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合…500単位/月
- (Ⅱ) 在宅酸素療法指導管理等を受けている状態や真皮を超える褥瘡の状態などである利用者に対し、訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合……………250単位/月

・緊急時訪問看護加算

(Ⅰ) 次の基準のいずれにも適合すること……………600単位/月

- ①利用者またはその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に  
常時対応できる体制にある
- ②緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が  
行われている

(Ⅱ) 緊急時訪問看護加算(Ⅰ)の①に該当するものであること……………574単位/月

別に厚生大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県に届け出た指定訪問看護ステーションが、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して当該基準により24時間連絡体制にあつて、かつ計画的訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、緊急時訪問看護加算として1か月につき指定単位数に加算され、実際に緊急訪問を行った場合はその回数に応じて加算される

・利用します                      開始日：令和    年    月    日                      ・利用しません

・夜間・早朝・深夜加算

一か月以内の2回目以降の緊急時訪問について早朝・夜間・深夜の訪問を行った場合

早朝加算：午前6時～午前8時                      所定単位の25%を加算

夜間加算：午後6時～午後10時                      所定単位の25%を加算

深夜加算：午後10時～午前6時                      所定単位の50%を加算

・ターミナルケア加算……………2500単位/死亡月

人生の最終段階を利用者本人とその家族と話し合いを行い、利用者本人の意思決定を基本に他の医療及び介護関係者との連携の上、対応した場合

(ターミナルケアの実施にあたっては、居宅介護支援事業所等と十分な連携を図ります)

- (1) 利用者負担金は、サービス提供月の翌月10日までにお支払いいただきますようお願いいたします。お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、必ず保管をお願いいたします。(現金払いです)
- (2) 請求書は、利用者明細を添えて利用のあった月の翌月10日まで利用者にお届けします。但し請求額のない月はお届けしません。
- (3) 交通費について  
事業所より10km以上の場合是一次の訪問につき500円の交通費を頂きます。サービス負担金と一緒に請求させていただきますのでよろしくお願いいたします。
- (4) 上記の利用者負担額は、「法定代理受理(現物給付)」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合にはサービス提供証明書を交付しますので、いったん利用者が利用料(10割)を支払い、その後、市に対して保険給付分(利用者の負担割合に応じた額を差し引いた額)を請求することになります。

## 8. 相談窓口・苦情対応について

あすなろ相談窓口	受付時間 月～金 8:30-17:00 土曜日 8:30-12:00 電話番号 079-292-1225 FAX 079-292-1241 管理者 上山 由紀恵
姫路市介護保険課 管理担当	受付時間 月～金 8:35-17:20 電話番号 079-221-2923 FAX 079-221-2444
兵庫県国民健康保険 団体連合会	受付時間 月～金 9:00-17:15 電話番号 078-332-5617 FAX 078-332-5650

## 9. 担当の訪問看護師

- (1) 3名以上の訪問看護師を配置し、交代で利用者に対して訪問看護サービスを提供します。
- (2) 訪問看護師の変更を希望されるとき、遠慮なく御相談ください。

## 10. 秘密の保持

- (1) 事業者及び事業所の従業員は、正当な理由がない限り、利用者に対する訪問看護サービスにあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密をもらしません。
- (2) 事業者は、事業者の従業員が退職後、在宅中知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすことがないように必要な処置を講じます。
- (3) 事業者は、利用者の個人情報を用いる場合は同意を、また利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該利用者の家族から同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者又は利用者の家族の個人情報を用いませぬ。

## 11. 訪問看護サービス実施記録について

- (1) 訪問看護サービスを提供する毎に、サービス日時、内容を記載します。
- (2) 事業者は、記録をまとめ作成した後、5年間はこれを保存し利用者及び家族に限り、閲覧に応じます。また、実費負担により写しを交付いたします。

## 12. 緊急時の対応方法

<p>利用者の主治医への連絡を行い、医師の指示に従います。</p> <p>指定する緊急連絡先にも連絡いたします</p>	
利用者の主治医	<p>氏名</p> <p>所属医療機関の名称</p> <p>所在地</p> <p>電話番号</p>
緊急連絡先	<p>氏名</p> <p>住所</p> <p>電話番号</p>

## 13. 損害賠償について

事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命、身体、財産の損害を与えた場合、その障害を償いいたします。但し、自ら責めに帰すべき事項によらない場合には、この限りではありません。事業所は、三井住友海上火災保険株式会社 に加入しています。保険契約の内容についてお知りたいたときには、いつでも対応いたします。

## 14. ハラスメントについて

ハラスメントは介護サービスの提供を困難にし関わった職員の心身に悪影響を与えます。  
次の各行為は、ハラスメント行為と見做し、契約書第16条に基づき、サービス提供の中止、  
又は契約の解除を行うことがあります。

ア、ものを投げる      イ、体をたたく      ウ、大声で怒鳴る      エ、体に触る      など

## 15. 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明 年月日及び時間	年      月      日      時      分
-------------------------	-------------------------------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	姫路市御立西4-1-25
	法人名	医療法人社団 網島会
	代表者名	理事長 網島 陽子 印
	事業所名	訪問看護ステーション あすなろ
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

代理人	住所	
	氏名	